

日本クリニカルパス学会資格認定制度施行細則

第1章 総則

第1条 日本クリニカルパス学会資格認定制度規則の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 パス認定士の申請

第2条 パス認定士の申請をする者は、申請時において、日本クリニカルパス学会の個人会員でなければならない。

第3条 パス認定士の申請をする者は、申請時まで、筆頭演者として1回以上、学術集会でのクリニカルパス関連の発表をしていなければならない。発表の形式(口演・ポスター等)は問わないが、企業の協賛によるものや口頭発表を伴わないパス展示は認めない。学術集会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会の学術集会や地方会を含むものとする。そのほかの研究會等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがある。

第4条 パス認定士の申請をする者は、申請までの3年間に、日本クリニカルパス学会学術集会に1回以上参加していなければならない。

第5条 パス認定士の申請をする者は、申請までの3年間に、資格認定のための教育研修の受講等により、所定の手続きにより20単位を取得していなければならない。なお、日本クリニカルパス学会学術集会の1回の参加をもって5単位と振り替えることができる。学術集会参加をもって振り替えられる単位の上限は定めない。他の学術集会参加については、単位の振り替えを認めない。

第6条 パス認定士の申請をする者は、申請時までクリニカルパスを作成した実績を必要とする。作成したクリニカルパスとレポート(様式10)をもって、実績と判断する。

第7条 パス認定士の申請をする者は、定められた期日までに、次に定める申請書類を資格認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 申請書類(様式1)と所定の審査料
- 2) 学術集会発表のプログラム及び抄録のコピー
- 3) 日本クリニカルパス学会学術集会参加証または参加証のコピー
- 4) 教育研修受講証明書または受講証明証のコピー
- 5) 作成したクリニカルパス及びレポート(様式10)

第3章 パス指導者の申請

第8条 パス指導者の申請をする者は、申請時において3年以上引き続いて、日本クリニカルパス学会の個人会員でなければならない。また、2年以上引き続いてパス認定士の資格を有しなければならない。

第9条 パス指導者の申請をする者は、申請時まで、筆頭演者として2回以上、学術集会でのクリニカルパス関連の発表をしていなければならない。発表の形式(口演・ポスター等)は問わないが、企業の協賛によるものや口頭発表を伴わないパス展示は認めない。学術集会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会

の学術集会や地方会を含むものとする。そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがある。なお、パス認定士の申請の際に提出した発表を、再度使用することは差し支えない。

第10条 パス指導者の申請をする者は、申請時まで、筆頭著者として1編以上のクリニカルパス関連の論文を学術雑誌に掲載していなければならない。論文の形式(原著・事例報告等)は問わない。学術雑誌とは、日本クリニカルパス学会誌のほか、他学会の学会誌や医書出版社が発行する専門雑誌、大学等が発行する学術雑誌及びこれらに相当する外国の学術雑誌とする。

第11条 パス指導者の申請をする者は、申請までの3年間に、日本クリニカルパス学会学術集会に1回以上参加していなければならない。

第12条 パス指導者の申請をする者は、申請までの3年間に、資格認定のための教育研修を受講し、所定の手続きにより20単位を取得していなければならない。なお、日本クリニカルパス学会学術集会の1回の参加をもって5単位と振り替えることができる。学術集会参加をもって振り替えられる単位の上限は定めない。他の学術集会参加については、単位の振り替えを認めない。

第13条 パス指導者の申請をする者は、定められた期日までに、次に定める申請書類を資格認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 申請書類(様式2)と所定の審査料
- 2) 学術集会発表のプログラム及び抄録のコピー
- 3) 論文の別刷りあるいはコピー
- 4) 日本クリニカルパス学会学術集会参加証または参加証のコピー
- 5) 教育研修受講証明書または受講証明証のコピー

第4章 パス上級指導者の申請

第14条 パス上級指導者の申請をする者は、申請時において4年以上引き続いて、日本クリニカルパス学会の個人会員でなければならない。また、パス指導者の資格を有しなければならないが、パス指導者としての経験年数は問わない。

第15条 パス上級指導者の申請をする者は、申請時まで、筆頭演者として5回以上、学術集会でのクリニカルパス関連の発表をしていなければならない。発表の形式(口演・ポスター等)は問わないが、企業の協賛によるものや口頭発表を伴わないパス展示は認めない。学術集会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会の学術集会や地方会を含むものとする。そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがある。なお、パス指導者の申請の際に提出した発表を、再度使用することは差し支えない。

第16条 パス上級指導者の申請をする者は、申請時まで、筆頭著者として5編以上のクリニカルパス関連の論文を学術雑誌に掲載していなければならない。論文の形式(原著・実践報告等)は問わない。学術雑誌とは、日本クリニカルパス学会誌のほか、他学会の学会誌や医書出版社が発行する専門雑誌、大学等が発行する学術雑誌及びこれらに相当する外国の学術雑誌とする。なお、パス指導者の申請の際に提出した論文を、再度使用することは差し支えない。

第17条 パス上級指導者の申請をする者は、定められた期日までに、次に定める申請書類を資格認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 申請書類（様式3）と所定の審査料
- 2) 学術集会発表のプログラム及び抄録のコピー
- 3) 論文の別刷りあるいはコピー

第5章 資格認定のための教育研修

第18条 資格認定のための教育研修は、クリニカルパス関連の講演またはグループワーク等を取る演習・実技（クリニカルパスの作成に係る演習等）とする。施設内で行われるいわゆるパス大会は、教育研修と認めないが、第6章第20条の条件を満たす特別講演などが行われる場合は、その講演を教育研修と認める。

- 2) 日本クリニカルパス学会学術集会で行われる各種講演は、教育研修とは認めない。
- 3) 日本クリニカルパス学会以外の団体の学術集会中に開催される講演は第6章第20

条の条件を満たす場合に限り、教育研修と認める。

第19条 資格認定のための教育研修の単位は、原則として講演1時間で1単位、実技（グループワークなどの演習）は2時間で1単位に換算し、長時間に及ぶものは最大5単位を上限とする。単位数は、申請に基づき資格認定委員会が決定する。

第6章 資格認定のための教育研修の申請

第20条 日本クリニカルパス学会以外の団体が、資格認定のための教育研修を開催するには、以下のすべての条件を満たしていなければならない。

- 1) 複数の施設からの参加が可能であること
- 2) 主催するものの中に日本クリニカルパス学会の評議員あるいは理事が含まれるか、講師が日本クリニカルパス学会の評議員あるいは理事であること

第21条 日本クリニカルパス学会以外の団体が、資格認定のための教育研修を申請するには、開催期日の2ヶ月前までに、申請書類（様式11）にプログラムを添付して資格認定委員会に提出しなければならない。

第22条 資格認定のための教育研修と認められた研修は、主催するものに通知するとともに、開催期日1ヶ月前までに、日本クリニカルパス学会ホームページ（<https://www.jscp.gr.jp/>）に公示される。

第23条 資格認定のための教育研修を主催するものは、資格認定委員会から送付される教育研修受講証明書を、教育研修受講者に配布しなければならない。

第7章 パス認定士・パス指導者・パス上級指導者の資格更新の申請

第24条 パス認定士・パス指導者・パス上級指導者の資格更新を申請する者は、資格認定以降引き続いて、日本クリニカルパス学会の個人会員でなければならない。

第25条 パス認定士・パス指導者・パス上級指導者の資格更新を申請する者は、申請までの5年間に、パス認定士は筆頭演者として1回以上、パス指導者・パス上級指導者は筆頭演者または共同演者として1回以上、学術集会でのクリニカルパス関連の発表をしていなければならない。発表の形式（口演・ポスター等）は問わないが、企業の協賛によるものや口頭発表を伴わないパス展示は認めない。学術集会とは、日本クリニカルパス学会学術集会のほか、他学会の学術集会や地方会を

含むものとする。そのほかの研究会等における発表も資格認定委員会の審査により同等とみなすことがある。

第26条 パス認定士・パス指導者・パス上級指導者の資格更新を申請する者は、申請までの5年間に、日本クリニカルパス学会学術集会に1回以上参加していなければならない。

第27条 パス認定士・パス指導者・パス上級指導者の資格更新を申請する者は、申請までの5年間に、資格認定のための教育研修の受講等により、所定の手続きにより30単位を取得していなければならない。なお、日本クリニカルパス学会学術集会の1回の参加をもって5単位と振り替えることができる。学術集会参加をもって振り替えられる単位の上限は定めない。他の学術集会参加は、振り替えられない。

第28条 パス認定士・パス指導者・パス上級指導者の資格更新を申請する者は、定められた期日までに、次に定める申請書類を資格認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 申請書類（様式4）と所定の審査料
- 2) 学術集会発表のプログラム及び抄録のコピー
- 3) 日本クリニカルパス学会学術集会参加証または参加証のコピー
- 4) 教育研修受講証明書または受講証明証のコピー

第29条 パス認定士に認定され、更新までの5年間にパス指導者に認定された者、あるいはパス指導者に認定され、更新までの5年間にパス上級指導者に認定された者は、パス認定士あるいはパス指導者の更新をする必要はない。

第30条 疾病、留学等、やむを得ない事情により更新審査の申請ができない場合は、定められた期日までに、更新審査の猶予申請書（様式5）を資格認定委員会に提出しなければならない。

第31条 下位の資格更新時期と上位の資格申請が重複し、下位の資格更新を申請せず、上位資格が不合格となった場合、下位の資格維持の猶予期間を1年間設ける。なお、この猶予期間は、1年以上は認めない。

第32条 パス認定士・パス指導者・パス上級指導者のいずれかの資格を取得後、何らかの理由で資格を失ったが、以下の要件を満たした場合には、資格回復の申請ができる。なお、失効後、資格が回復するまでの期間は、これらの資格を名乗ることはできない。

- 1) 対象者は、パス認定士・パス指導者・パス上級指導者のいずれかの資格を更新せずに、5年以内に資格を喪失した者で、かつ資格を更新していない時も、日本クリニカルパス学会の個人会員であり、会費を納入している者。
- 2) パス認定士およびパス指導者の資格を失った者は、新たに上位の資格を申請することはできない。上位の資格申請は、資格を回復した次年度以降に行うこと。
- 3) 資格回復の申請時から遡った5年間で、各資格それぞれの更新要件（2024年度改定の更新要件）を満たしていること。

- 4) 資格回復申請は、資格の新規取得および更新の申請期間中に受け付ける。資格回復者の次の更新までの期間は5年間とし、更新の期間と同様とする。
- 5) 資格回復の審査料は5千円とする。

第8章 審査料及び登録料

第33条 資格認定・資格更新にかかる審査料および資格登録料は、次のごとくである。
既納の審査料および登録料は、いかなる理由があっても返却しない。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1) 資格認定審査料（試験料を含む） | 1万円 |
| 2) 資格更新審査料 | 5千円 |
| 3) 資格回復審査料 | 5千円 |

第9章 施行細則の変更

第34条 この施行細則の変更は、理事会の決議による。

附則

1. この施行細則は、平成26年4月1日より施行する。
2. この施行細則は、平成30年4月1日より施行する。
3. この施行細則は、令和2年4月1日より施行する。
4. この施行細則は、令和6年4月1日より施行する。
5. この施行細則は、令和7年4月1日より施行する。
6. 申請受付期間と試験の期日は、申請開始3ヶ月前までに、日本クリニカルパス学会誌および日本クリニカルパス学会ホームページ (<https://www.jscp.gr.jp/>) に公示される。